

マンションすまい・る債 **募集**

- 「マンションすまい・る債」は、マンション管理組合が行う修繕積立金の計画的な積立てや、保管・運用をサポートするための債券です。
- 住宅金融支援機構では、平成12年より「マンションすまい・る債」の募集を開始し、これまでに約18,000のマンション管理組合にご応募いただいています。

平成29年度
応募受付期間

4/24 (月)
~9/20 (水)

募集口数 150,000口
(応募数が募集口数を超えた場合は抽選)

平成29年度募集利率 **0.152%**

本金利は10年満期まで預けた場合の年平均利率（税引前）です。
(税引後0.1288% 小数点第5位以下切捨て)

「マンションすまい・る債」の特長

特長 1

利付10年債で、毎年1回（2月予定）定期的に利息をお支払します。

特長 2

1口50万円から購入可能で、最大10回継続して積立可能です。

特長 3

初回債券発行日から1年以上経過すれば換金可能です（手数料なし）。

特長 4

機構が国の認可を受けて発行している債券です。

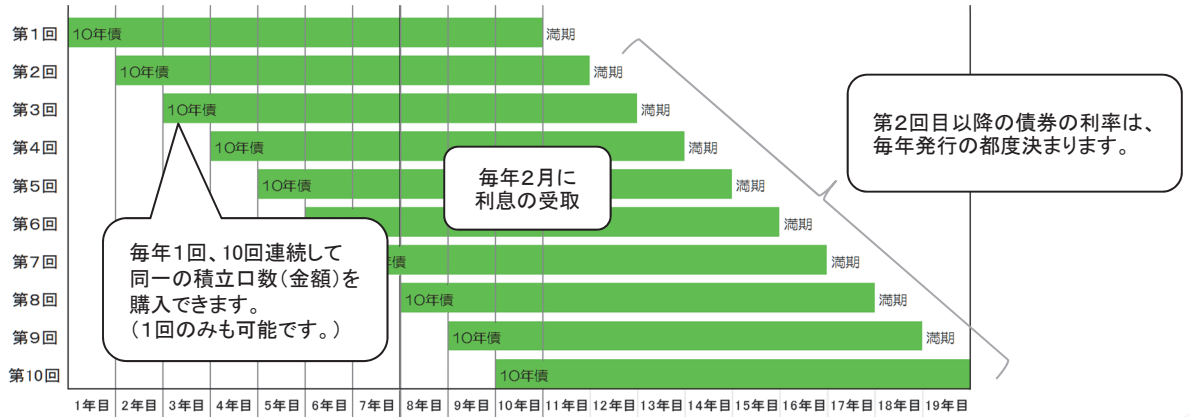
積立てをされた管理組合への特典

- マンション管理・再生に関するセミナーへのご招待
- 年2回、情報誌（マンション情報BOX）のお届け
- 機構の「マンション共用部分リフォーム融資」の金利を0.2%引下げ など



住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency

「マンションすまい・る債」の積立てイメージ

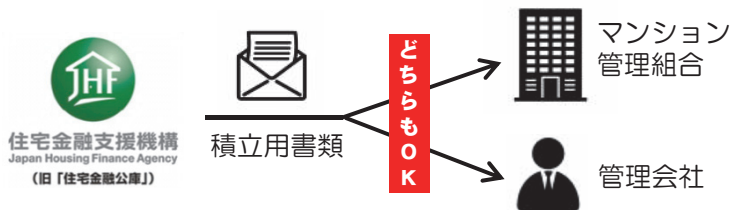


積立てができるマンション管理組合の要件

次の要件を満たすことが必要です。

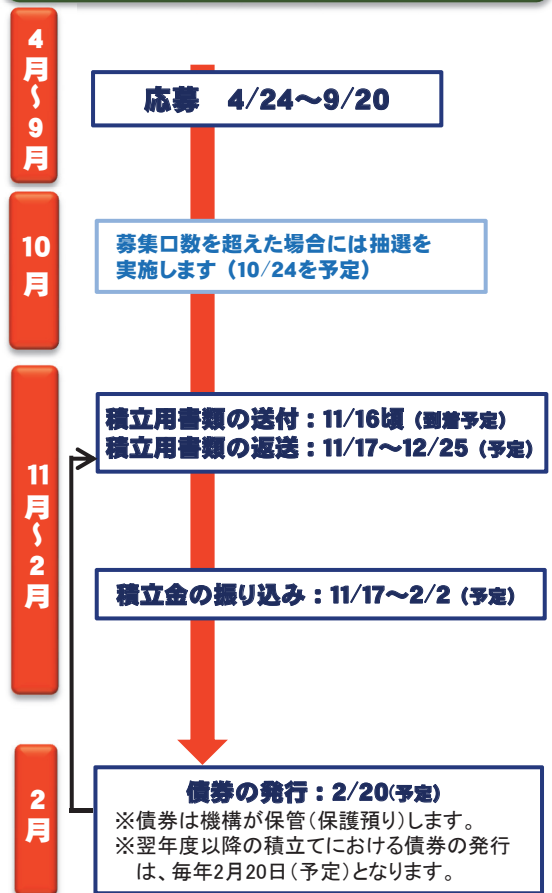
- 1.管理規約が定められていること。
- 2.長期修繕計画の計画期間が20年以上であること。
- 3.機構融資を受け、共用部分の修繕工事を行うことを予定していること。
※結果的に機構融資を受けない場合でも違約金等は発生しません。
- 4.反社会的勢力と関係がないこと。

積立用書類のご送付先について (管理会社への直接送付が可能になりました。)



平成27年10月より、積立用書類を機構から管理会社に直接送付するを選択できるようになりました。管理会社に直送されることで、管理会社に転送する必要がなくなり、書類の紛失等による積立て漏れを防止することができます。
※既に積立て中のマンション管理組合も同様の手順が可能です。

応募から債券発行までの流れ (平成29年度)



お問い合わせ先

住宅金融支援機構お客さまコールセンター
住宅債券専用ダイヤル

0120-0860-23

- 営業時間 9:00～17:00(土日・祝日・年末年始は休業)
- ご利用いただけない場合(国際電話などの場合は、次の番号におかけください。
電話: 048-615-2323 (通話料がかかります。))

インターネットでの資料請求や「マンションすまい・る債」の詳細はこちら

すまい・る債 検索

<http://www.jhf.go.jp/customer/kanri/smile.html>



住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency